

健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書

下記の理由に該当するため、次の通り申出をします。また納付済保険料のうち還付金があれば届出の任意継続保険取引口座へ還付請求いたします。

任意継続保険証の 記号・番号		個人番号	
被保険者名		生年月日	年 月 日
住 所	〒	自宅 TEL 携帯 TEL	
喪失理由	<input type="checkbox"/> 就職したため（被保険者となるため） <input type="checkbox"/> 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出	資格取得日 (就職のみ記入)	年 月 日
喪失理由 就職	申出書と一緒に 添付する書類	① 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分含む）又は資格確認書（被扶養者分含む） ② 新たに取得した資格情報（被扶養者分含む）コピー又は資格確認書（被扶養者分含む）コピー	
喪失理由 希望する旨の申出	翌月 1 日以降に 郵送する書類	① 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分含む）又は資格確認書（被扶養者分含む） ※申出書を受領した日の属する月も被保険者であるため、任意継続被保険者の被保険者証又は資格確認書については 翌月 1 日以降回収	

【注意事項】

- ① 「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」の交付を受けている方は、書類と合わせてご返却下さい。
 - ② 資格喪失月の保険料は納付不要です。ただし、資格取得月と資格喪失月が同月の場合は 1 カ月分の保険料納付が必要です。
 - ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申し出が受理された日の属する月の翌月 1 日に資格を喪失します。
(例えば 3 月 5 日に資格喪失の申出が受理された場合は 4 月 1 日が資格喪失日となるため **3 月分の保険料納付は必要となります**) 令和 4 年 1 月 1 日施行。
- ※③その申し出が「受理した日」とは、保険者の郵便受けに投函された日。**原則として申出後に取り消しはできません。**
- ※③保険料前納を行った者についても資格喪失が可能であり、前納した保険料のうち未経過分を還付いたします（健康保険法施行令第 51 条）。

【提出先及び問い合わせ先】

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 4-8-13（山商ビル）

日本情報機器健康保険組合（TEL：03-3264-7595）